



多摩ニュータウン環境組合

中期経営計画
ビジョン2027



令和5年3月 策定

令和7年7月 中間見直し

目 次

第1章 ビジョン2027の基本的な考え方

	頁
1 計画策定の趣旨	1
2 経営方針と計画期間	2
3 処理対象人口とごみ搬入量の推移	3
4 処理対象人口と可燃ごみ焼却量予測	3
5 中間見直し	3
6 決算額の推移	4
7 財政フレーム	5
8 基金積立と運用方針	6

第2章 目標

1 安全で持続可能な循環型社会の推進	7
2 効率的で開かれた組合運営の推進	7
3 地元住民・構成市との連携の推進	7
4 新施設を見据えた対応	7

第3章 具体的な取り組み

1 計画の体系	8
2 具体的な取り組み	10

第4章 計画実現に向けた進行管理

1 取組内容年次計画一覧	32
2 進行管理	33

第5章 S D G s の取り組み

1 これまでの取り組みと未来へ向けたS D G s の取り組み	34
---------------------------------------	----

資料編

1 長期修繕計画	37
2 職員構成の推移	43
3 多摩清掃工場施設老朽化対応の基本方針	44



第1章 ビジョン2027の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

多摩ニュータウン環境組合（以下「環境組合」という。）は「ごみ処理施設の設置及び運営」「廃棄物のごみ処理施設から最終処分場までの運搬」の共同処理を目的に設置された一部事務組合である。

運営に際しては、社会経済の多様化、複雑化に対応しながら循環型社会づくりに貢献し、また、ごみの中間処理施設として安全で衛生的な運転を行うことを前提としながら、合理的で効率的な経営を行う必要がある。

こうしたことから、環境組合では平成20（2008）年度以降、5年を計画期間とした「中期経営計画」を策定、更新しながら、戦略的な取り組みや経営改革を進めてきた。

「中期経営計画ビジョン2022」が令和4（2022）年度に最終年度を迎えることから、令和9（2027）年度を目標年次として新たに「中期経営計画ビジョン2027（以下「次期計画」という。）」を策定した。

次期計画の策定に当たり、基本的な考えとして、

- ① SDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」
- ② 国、都、構成市の計画
- ③ 施設の安定稼働と老朽化対策

の3点に留意した。

循環型社会の形成に向けては、国において「循環型社会形成推進基本法」を基本的枠組法として、「廃棄物処理法」「資源有効利用促進法」に、個別のリサイクル法やグリーン購入法を加えた法体系が整備され、また東京都は令和3（2021）年9月に「資源循環・廃棄物処理計画」を策定し、持続可能な形で資源を利用する社会の構築、社会基盤としての廃棄物処理・リサイクルシステムの強化を目指している。

環境組合を構成する八王子市、町田市、多摩市においても「八王子市ごみ処理基本計画」「町田市一般廃棄物資源化基本計画」「多摩市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、持続可能で環境負荷の少ない循環型のまちづくりを目指すとともに、ごみ処理に関しては環境組合との連携にも触れながら、適正性、安全性を確保し、円滑かつ安定・継続的な処理を行うこととしている。

次期計画の策定にあたっては、関連法遵守の視点はもとより、SDGsや東京都、構成市の関連計画の趣旨を踏まえ、策定を進めた。

また、環境組合では、多摩清掃工場の施設老朽化に対応するため、平成26（2014）年度から平成28（2016）年度の3年間で10年程度の延命化工事を行った。令和3（2021）年度には、「（仮称）多摩清掃工場のあり方に関する基本的な方針」策定業務委託を実施し、「延命化工事」「施設の建替え」「プラント更新」の3つの対応についてのライフサイクルコスト※¹比較を行った。この結果を踏まえ、令和4（2022）年度に、新施設の建設時期や処理能力・機能、費用負担、人員の派遣等を盛り込んだ「多摩清掃工場施設老朽化対応の基本方針」を策定した。今後は、この基本方針に沿って最適時期での新施設整備に向けた取り組みを進める必要がある。

このように、新施設整備に向けた計画期間においては、後述する経営方針を実現するための施設、組織の運営とあわせ、工場の適正な維持や安定稼

働、資源・エネルギーの有効活用など、対応すべき課題が多岐にわたることから、これらの課題、対応すべき事項を、体系的に明らかにすることで、予算、人財を計画的かつ効果的に活用しながら課題の解決を目指すものである。

※1 ライフサイクルコスト

ライフサイクルコストとは、施設が建設～稼働～廃止されるまでに費やされる建設費、運営管理費、解体費などの生涯費用総計。

2 経営方針と計画期間

環境組合では、前述したとおり、組合設立の目的を遂行するにあたり、循環型社会づくりに貢献しつつ、安全面と衛生面に配慮し、なおかつ、合理的で効率的な経営を行う必要がある。

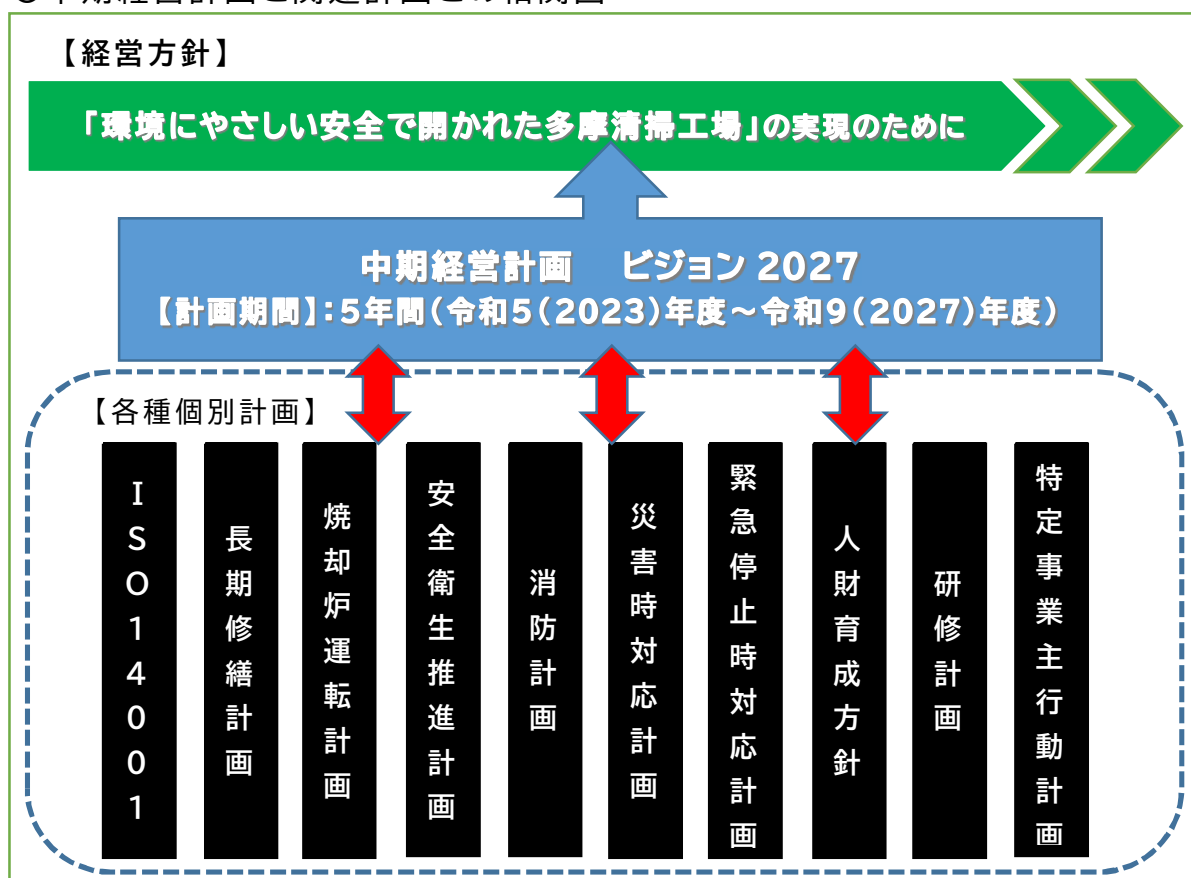
このため、環境組合・多摩清掃工場の経営方針を次のとおり定めている。

「環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場」

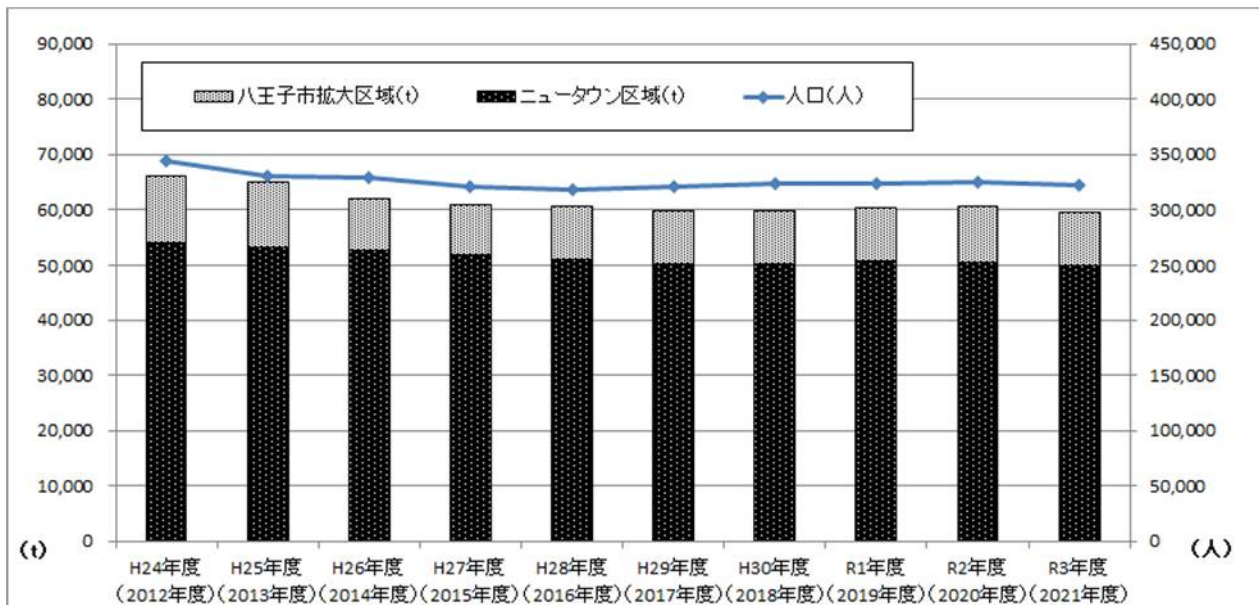
これを実現するための次期計画は、令和 5(2023)年度から令和 9(2027)年度までの 5 年間を計画期間とする。

なお、今回改訂した財政フレームについては令和 9(2027)年度までの 5 年間、長期修繕計画については令和 14(2032)年度までの 10 年間の計画を示すこととし、計画期間内の取り組みについては、従前の計画を更に検証・見直しを行い、以降 5 年を期間とした次期計画として更新していく。

○中期経営計画と関連計画との相関図

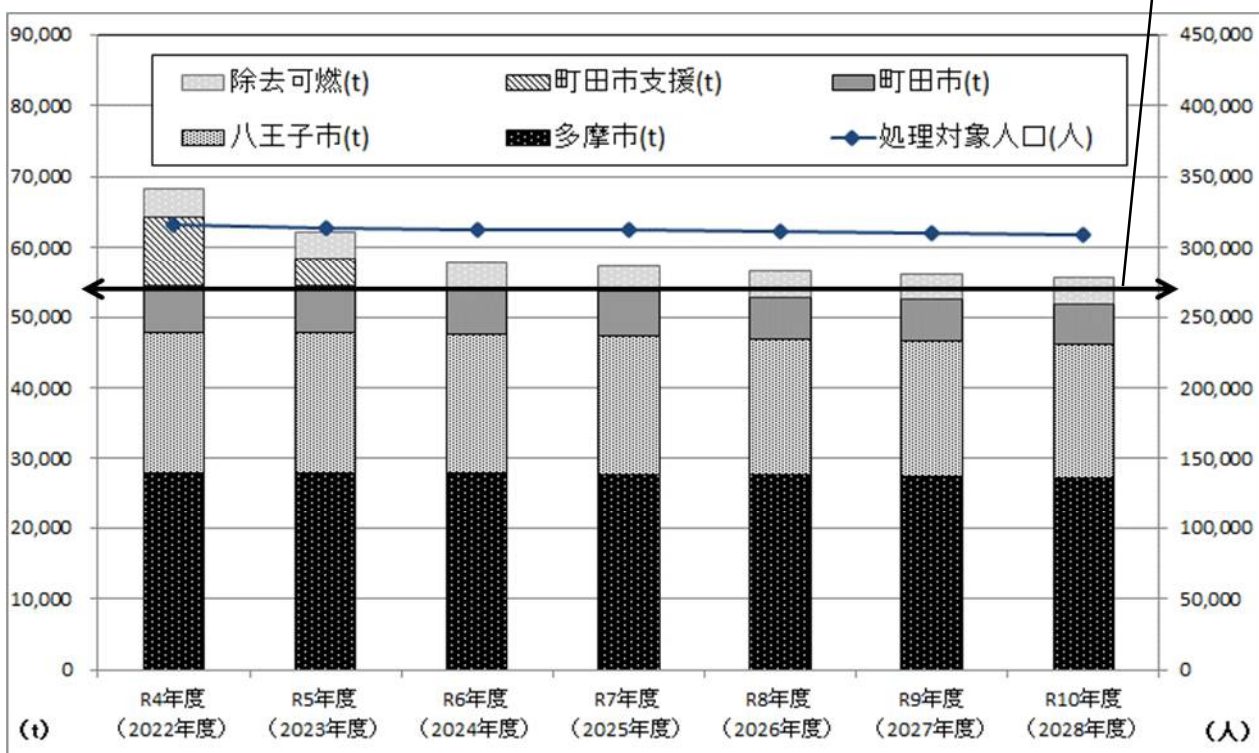


3 処理対象人口とごみ搬入量の推移



4 処理対象人口と可燃ごみ焼却量予測

著しく工場の機能を損なわないごみ量 (54,000 t)



5 中間見直し

令和 5 (2023) 年度に新施設の稼働時期を令和 19 (2037) 年度当初と決定したことから、長期修繕計画を見直す必要が生じ、合わせて当計画の財政フレーム (P.5) と取組内容②新施設に必要な各種計画の作成準備の年次計画 (P.31) の見直しを行った。

6 決算額の推移

単位：円

歳 入	平成29年度 (2017 年度)	平成30年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)
1分担金及び負担金	1,072,967,000	1,050,448,000	1,044,214,000	1,050,319,000	1,048,880,000
2使用料及び手数料	120,890	120,490	120,690	120,490	120,560
3国 庫 支 出 金	362,880	336,960	459,900	673,200	673,200
4財 産 収 入	89,279	105,388	113,228	74,375	64,347
5繰 入 金	149,731,868	141,385,000	245,044,000	86,116,000	102,197,270
6繰 越 金	198,932,120	144,695,480	148,525,044	112,321,842	136,637,050
7諸 収 入	395,732,445	427,834,707	400,491,919	382,660,714	369,317,502
歳 入 合 計	1,817,936,482	1,764,926,025	1,838,968,781	1,632,285,621	1,657,889,929
歳 出					
1議 会 費	4,285,742	4,606,870	4,167,530	4,127,625	4,209,813
2処 理 場 費	1,379,377,861	1,372,769,243	1,491,775,137	1,320,806,729	1,364,759,710
3公 債 費	0	0	0	0	0
4予 備 費	0	0	0	0	0
5諸 支 出 金	289,577,399	239,024,868	230,704,272	170,714,217	202,671,397
歳 出 合 計	1,673,241,002	1,616,400,981	1,726,646,939	1,495,648,571	1,571,640,920
歳 入 歳 出 差 引	144,695,480	148,525,044	112,321,842	136,637,050	86,249,009

7 財政フレーム（中間見直し後）

(歳入)					→中間見直し		
					単位：百万円		
項目 \ 年度	令和4年度当初 (2022年度)	令和5年度当初 (2023年度)	令和6年度当初 (2024年度)	令和7年度当初 (2025年度)	令和8年度当初 (2026年度)	令和9年度当初 (2027年度)	令和10年度以降 (2028年度)
分担金及び負担金	935	1,095	1,432	1,709	1,709	1,709	1,709
使用料及び手数料	0	0	0	0	0	0	0
国庫支出金	0	0	0	0	0	0	0
財産収入	0	0	0	0	3	3	3
繰入金	92	287	32	32	18	134	282
繰越金	31	29	34	33	39	39	46
諸収入	399	269	162	158	185	191	199
組合債	0	0	0	0	18	245	194
合 計	1,457	1,680	1,660	1,932	1,972	2,321	2,433

施設整備基金残高	619	637	614	614	465	499	418
財政調整基金残高	809	791	592	624	532	550	567

- ・ 中間見直しによる構成市負担金の増額を令和7年度と同額に抑制するため、対象工事の起債を行い組合債を計上し、施設整備基金からの繰入金を増額する。
- ・ 諸収入は電力料金収入や鉄屑等売却代の収入を含む。
- ・ 施設整備基金の積立目標額は6億円、財政調整基金の積立目安額は7億円で、毎年度基金原資及び基金利子を積立てる。残高は年度当初見込。

(歳出)					単位：百万円		
項目 \ 年度	令和4年度当初 (2022年度)	令和5年度当初 (2023年度)	令和6年度当初 (2024年度)	令和7年度当初 (2025年度)	令和8年度当初 (2026年度)	令和9年度当初 (2027年度)	令和10年度以降 (2028年度)
議会費	5	5	5	5	5	5	6
組合管理費	221	234	244	236	275	283	291
清掃工場管理費	24	24	24	26	34	33	36
粗大ごみ処理費	268	316	313	299	336	368	415
可燃ごみ処理費	854	1,004	974	1,197	1,210	1,451	1,510
リサイクルセンター管理費	24	22	22	23	23	26	27
施設老朽化対策費	0	0	3	71	10	74	38
公債費	0	0	0	0	0	2	31
予備費	10	10	10	10	10	10	10
諸支出金	51	65	65	65	69	69	69
合 計	1,457	1,680	1,660	1,932	1,972	2,321	2,433

- ・ 組合管理費：職員給は20名で積算する。
- ・ 粗大ごみ処理費・可燃ごみ処理費には、長期修繕計画見直し後の経費を反映した。
- ・ 施設老朽化対策費には、次期処理施設の準備に係る経費を言及。なお、次期処理施設の稼働を令和19年度当初として決定により経費を見直した。
- ・ 公債費は中間見直しにより長期修繕計画の対象となる工事の起債を行うのに伴う償還金を計上した。
- ・ 諸支出金は基金への積立金となっている。
- ・ 電力量料金収入の1/4を施設整備基金と財政調整基金にそれぞれ原資として積立てる。
- ・ 年度ごとに物価上昇率分を加えた。物価上昇率は「2020年基準 消費者物価指数（総務省統計局）」2024年1月から12月の平均値を参考に、2.7%/年とした（公債費、予備費、諸支出金を除く）。

8 基金積立及び運用方針

(1) 設置目的

施設整備基金は、施設整備及び修繕資金に充てるための財源を確保するため、目標額を6億円として設置した基金である。

財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときの財源を確保するため設置した基金である。

(2) 積立の考え方

種類	原資	内容
当初予算	売電収入	売電収入の1/2を限度として施設整備基金と財政調整基金へ計上する。施設整備基金が目標額の6億円に達した場合は財政調整基金に積み立てる。
	基金運用益	基金の運用益を積立てる。
補正予算	決算剰余金 (繰越金)	決算で確定した前年度歳入歳出差引額から当該年度の当初予算で計上した前年度繰越金を差し引いた繰越金確定額の1/2以上を積み立てる。
	鉄くず売却代	鉄くず売却代の1/2を財政調整基金へ積み立てる。施設整備基金が目標額の6億円に達した場合は財政調整基金に積み立てる。
	他地区ごみ 処理費	目標額へ達するまでは施設整備基金を優先して積み立て、目標額を超えた部分は財政調整基金へ積み立てる。

(3) 財政調整基金取崩しの考え方

財政調整基金の残高が目安額未満の場合は、補正予算で補正した決算剰余金(繰越金)の1/2を一般会計へ繰入れる。基金残高が目安額以上の場合は、超過金額に応じて、補正した決算剰余金(繰越金)の1/2～1/1を翌年度の一般会計(当初)へ繰入れる。

災害復旧、地方債の繰上償還など補正予算での対応が必要な場合、及び年度間調整として負担金の平準化が必要な場合の財源として使用する。

(4) 運用の考え方

基金は条例で定める目的に応じ、确实かつ効率的に運用することとなっている。公の財産であることを踏まえ安全・确实を第一とし、安全性及び流動性を確保した上で有利性、効率性を求めるものとする。

具体的な運用については、国内の経済状況や世界経済の影響を十分に見極めながら構成市の動向を参考に検討し、公金管理に関する事項を総合的に判断したうえで、毎年度予算において対応していく。

第2章 目標

環境組合では、経営方針を達成するために次の4つの目標を設定し、国際社会共通の目標であるSDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」を意識しながら、その実現に取り組むこととする。

1 安全で持続可能な循環型社会の推進

安全で持続可能な循環型社会を推進するため、中間処理施設である多摩清掃工場の運営にあたっては、既存技術にとらわれず最新技術動向を注視し最適な長期修繕計画の更新と計画に基づく施設管理を実施するとともに、東京たま広域資源循環組合で実施するエコセメント化施設の更新工事に合わせ、飛灰※2を固化処理せず安定的に搬出するための検討を行う。

近年、清掃工場での取扱量が増加しているリチウムイオン電池の処理については、適正な場内処理の技術についての調査も含めた検討を行う。加えて、水処理や排ガス処理等で使用する複数メーカーの薬品について、費用対効果を検証するための実機テストを行うとともに、地球温暖化対策（CO2削減）の取り組みとして、電力の地産地消や容量市場への参入等を行う。このほか、大規模災害時や故障等による焼却炉の停止時に、構成市等と連携して対応する体制を確立する。

2 効率的で開かれた組合運営の推進

効率的で開かれた組合運営を推進していくため、事務システムの見直し、電子調達サービスの利用推進のほか、構成市の負担金に安易に依存しないための取り組みとして組合独自の歳入事業を検討する。また、清掃工場としての組織力を高めるためには、効果的な人財の活用が重要であり、継続的な人財育成や人事計画の見直しを行っていく。

啓発・情報発信の取り組みとして、リサイクルセンターについては、時代のニーズに即したごみ減量・リサイクルに関する啓発事業を展開するとともに、清掃工場の取り組みについての情報発信を充実していくため、時代の変化に対応したPR活動を検討する。

3 地元住民及び構成市との連携の推進

清掃工場の運営にあたっては、地元住民の理解と協力が不可欠である。環境組合の事業活動に対する地元住民の理解を深めるため、地元協議会の運営や地域交流事業を通じ、意見交換や情報発信を継続的に実施する。

加えて、構成市が主催する環境イベントに参加し、多摩清掃工場のPR活動等を通じて情報共有や更なる連携強化を図る。

4 新施設を見据えた対応

本計画の最終年度である令和9（2027）年度に現在の焼却施設は稼働から30年を、不燃・粗大ごみ処理施設は26年を迎える。施設の老朽化が進む中、安定稼働に向けた取組みと新施設を見据えた準備を両輪で進める必要がある。

新施設の建設は30～40年間隔で行う非定型的な事業であり、循環型社会形成推進地域計画や施設整備基本計画の策定、環境影響評価の実施、機種を選定等、様々な手続きを経て10年程度の歳月を必要とする事業となる。

長期間にわたる新施設建設に関わる事務処理を効率的かつ円滑に進めるため、施設建設の初動として各種計画等の策定の準備・検討を進める。

※2 飛灰

ごみを焼却して発生する灰のうち、空中に浮遊し排ガス処理設備等で捕集した灰。

第3章 具体的な取り組み

1 計画の体系

経営方針	目 標	取組項目
 環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場	1 安全で持続可能な循環型社会の推進	(1) 効果的な維持管理の推進 (2) 施設の安定・継続稼働 (3) 危機管理体制の強化 (4) 資源・エネルギーの有効活用
	2 効率的で開かれた組合運営の推進	(5) 効果的な人財活用の推進 (6) 効率的な事務執行の推進 (7) ニーズに即した啓発事業と情報発信
	3 地元住民・構成市との連携の推進	(8) 地元住民との関係強化 (9) 構成市との相互協力の推進
	4 新施設を見据えた対応	(10) 新施設に向けた準備・検討



取組内容	頁
① 長期修繕計画の更新・実施	10
② エコセメント化施設更新時の対応	11
③ リチウムイオン電池の処理検討	12
④ 効果的な薬品の検討	13
⑤ 運転管理業務委託の内容及び業務の効率化の検討	13
⑥ 緊急停止時対応計画の更新	14
⑦ 災害時における施設活用方法の検討	15
⑧ 電力の有効活用	16
⑨ 二酸化炭素削減・省エネ化の取組の推進	17
⑩ EV導入の検討	17
⑪ 人財育成方針に基づく効果的な研修の展開	18
⑫ 人事計画の見直し	19
⑬ 事務システムの見直し	20
⑭ 契約事務の見直し	21
⑮ 組合独自の歳入事業の検討	21
⑯ 情報発信の充実	23
⑰ リサイクルセンター運営事業の展開	24
⑱ 地元協議会の運営	25
⑲ 地域交流事業の実施	26
⑳ 構成市イベントへの参加	28
㉑ 工場連絡会の充実	28
㉒ 広域化・集約化の検討	29
㉓ 新施設に必要な各種計画の作成準備	30

2 具体的な取り組み

目 標 1 安全で持続可能な循環型社会の推進

取組項目 (1)効果的な維持管理の推進

現状・課題

焼却棟や不燃・粗大ごみ処理棟のプラントは、使用開始後 20～25 年となり、老朽化への対応が今後必要となる。東京都が進める廃棄物処理システムの強靱化及び高度化などを踏まえ、設備に関する最新技術の動向を注視し、今後の多摩清掃工場の建替え時期などライフサイクルを意識した計画が必要となる。

東京たま広域資源循環組合で実施するエコセメント化施設の更新工事により、令和 8（2026）年度から令和 9（2027）年度にかけて施設が停止する予定となっており、停止期間中は、環境組合から飛灰を固化処理せずに搬出することができない見込みとなっている。一方で、焼却灰を資源と捉え、持続可能なサイクルを構築するため、積極的なリサイクルを図る必要がある。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



取組内容

① 長期修繕計画の更新・実施

既存設備に関する最新技術の動向に注視しながら、長期修繕計画の最適な見直しを図り、効率的に実施する。

背景	多摩清掃工場の延命化または建替えの検討が進められている。既設設備の老朽化及び建替えまでの期間を考慮に入れた最適な長期修繕計画の検討及び更新が必要となる。				
ねらい	建替えまでの間、経済性を確保しながら、適正かつ効率的に施設を維持する。				
年次計画	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)
	評価・見直し・実施	評価・見直し・実施	評価・見直し・実施	評価・見直し・実施	評価・見直し・実施

② エコセメント化施設更新時の対応					
東京たま広域資源循環組合で実施するエコセメント化施設の更新工事に合わせ、焼却灰を資源と捉えた積極的なリサイクルを図る。飛灰の固化処理は薬品等（セメント及び重金属固定剤）のコスト面に課題があるため、飛灰を固化処理せず安定的に搬出できるように、焼却灰の搬出先（民間処理施設の活用）や固化処理設備の対応について検討する。					
背景	東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設が、老朽化のため更新工事を予定されている。				
ねらい	焼却灰を資源と捉えた積極的なリサイクルの実施及び、飛灰を固化処理せずに搬出することによる経費の削減。				
年次計画	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
	調査・検討	調査・検討	予算化	実施	実施

取組項目 (2)施設の安定・継続稼働

現状・課題

現代生活において、生活環境の保全と公衆衛生の向上の観点から、ごみ処理施設の安定・継続稼働が求められている。

不燃・粗大ごみ処理棟で回収されたリチウムイオン電池等の小型充電式電池は、衝撃や破損、また短絡等を原因とした火災の事例もあり、安全に保管し適正に処理する必要がある。

水処理や排ガス処理等で使用する薬品の購入は規格や濃度を指定して契約している。水銀対策用の活性炭はメーカー別で実機テストを行い効果を評価しているが、薬品も同様に費用対効果の高いものを選定し、効果的な使い方を検討する余地がある。

施設運営の効率化を図り、環境にやさしい安全な運転管理を継続するため、環境組合が現在、個別に委託契約している機器類の検査業務などを令和9年度以降の新たな工場運転等管理業務委託に含めることを検討する必要がある。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



取組内容

③ リチウムイオン電池の処理検討

電極部分をテープ等で絶縁処理することで保管上の安全を確保する。また、処分先の処理方法や資源化率を調査し、環境組合にとって最適な処分先の検討を行う他、場内で安全に処理して資源を回収をする技術についても調査、検討を行う。

背景	近年リチウムイオン電池を内蔵した電子機器の増加に伴い、清掃工場を選別される量が増加している。当該電池を原因とする火災の事例があり、取扱いに注意が必要である。				
ねらい	火災発生を防止し、施設の安全・安定した稼働を確保する。当該電池を安全、適正な処理を行う。				
年次計画	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
	検討	実施	実施	実施	実施

④ 効果的な薬品の検討					
複数メーカーの薬品について、効果を検証するために実機テストを行う。					
背景	薬品はメーカーにより日々最適化されているため、現在購入している薬品より性能等が優れているものが市場にあることがある。				
ねらい	費用対効果の向上及び使用量の削減を図る。				
年次計画	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)
	薬品の選定・ 比較方法の 決定		実機テストの 実施		考察・反映
	→				

⑤ 運転管理業務委託の内容及び業務の効率化の検討					
運転等管理業務委託の内容及び環境組合が個別に契約している機器類の法定検査の他、運営に必要な薬剤等消耗品の調達も含む委託業務とした場合の効果、及び業務量の変化に応じた効率化について検討する。					
背景	多摩清掃工場の運転を行う委託会社と、管理を行う環境組合の更なる技術力の向上、及び活用が求められている。				
ねらい	委託業務の他、業務全体の効率化を図る。				
年次計画	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)
	検討	検討	検討	内容反映	契約締結
	→				

取組項目 (3)危機管理体制の強化

現状・課題

緊急停止時対応計画は、当工場が突発的な停止となった際、場内での一時的な保管、他工場への搬出・処理依頼など、廃棄物の継続的な受け入れを確保するために必要な事項を定めた計画である。

計画策定後、区域再編や町田市の処理区域外からの処理支援ごみの受入れ（上限 10,000 t / 年）といった、搬入量に大きく影響する状況の変化が今後見込まれることから、これらの現状を踏まえ、改善や修正を随時行う必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の流行や近年大型化する台風・地震等による災害が想定される中、市民のライフラインを支えるごみ処理を確実にを行うため、施設の強靱性（レジリエンス）や適応能力を高めることが求められている。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



取組内容

⑥ 緊急停止時対応計画の更新

区域再編後の実際の搬入量や町田市の処理区域外からの処理支援ごみ分を考慮した計画に更新する。

背景	計画策定後の区域再編や町田市の処理区域外からの処理支援ごみの受入れといった搬入量に大きく影響する状況の変化が見込まれている。				
ねらい	工場の緊急停止時にも、ごみ処理を滞らせないための、体制づくり。				
年次計画	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)
	搬入量に応じた 計画の更新				搬入量に応じた 計画の更新

⑦ 災害時における施設活用方法の検討					
災害時における施設使用等に関する協定※ ³ に基づく東京都の災害時活動拠点計画や構成市の防災計画と、環境組合の消防計画との整合を図りつつ、災害時における周辺住民に対する提供事項として取り組む項目（入浴施設利用、充電設備の利用等）を検討する。					
背景	近年大型化する台風や地震等による災害が見込まれる中、清掃工場が果たす役割は益々重要になっている。				
ねらい	災害時に想定される断水や停電等の事態に対し、環境組合が保有する施設の有効活用を図ることで災害発生時に対応できる施設として地域住民のニーズに応える。				
年次計画	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
	検討	消防計画 の見直し			

※3 災害時における施設使用等に関する協定

東京都では、大規模災害時（首都直下・多摩直下地震）に災害応急対策を実施する他県からの救出救助機関（警察、消防等）及び民間ライフライン機関等の救出救護活動を円滑に展開できるように屋外施設として大規模公園を、屋内施設として清掃工場を活動拠点として、各施設管理者と協定締結等を進めている。多摩清掃工場も東京都地域防災計画に、その候補地の1つと位置づけられており、令和3年度に東京都と協定を締結した。

取組項目 (4)資源・エネルギーの有効活用

現状・課題

気候変動問題や新型コロナウイルス感染症、ウクライナ情勢といった様々な問題から、国際的な資源・エネルギー需給に変化が生じ、国内でも輸入資源価格が高騰するといった影響を受けている。地方自治体においても様々な問題の解決策の一つとして電力の地産地消の取り組みが注目され、東京都においても太陽光パネルの設置に関する検討が行われている。

環境組合では、国の令和 32（2050）年までの「カーボンニュートラル宣言」※⁴を踏まえ、多摩清掃工場の立地市である多摩市と協力し、化石燃料による発電ではない再生可能エネルギー（非化石エネルギー）由来の発電である多摩清掃工場の余剰電力を利用した電力地産地消事業の取り組みを令和 4（2022）年度より実施するとともに歳入の確保にも努めている。

また、令和 6（2024）年より開設される容量市場※⁵に参画することにより、発電能力確保の観点から電力の安定供給に寄与する取り組みを行う予定である。

地球温暖化対策に寄与するため、二酸化炭素排出量の削減等の情報を収集し、省エネルギー機器の導入や蓄電池による夜間電力の活用といった多摩清掃工場の資源・エネルギーの有効活用のための効果的な方法を検討する必要がある。

また、多摩清掃工場の余熱供給を行っている多摩市総合福祉センター及び多摩市立温水プールの大規模改修にあわせた対応が必要である。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



取組内容

⑧ 電力の有効活用

電力地産地消事業の実施、容量市場への参画、電力売却方法及び資源・エネルギーの有効活用の検討をする。また、余熱供給を行っている多摩市総合福祉センターの大規模改修にあわせた対応も必要である。

背景	平成 30（2018）年 12 月末で F I T※ ⁶ 認定終了後の売電単価の引き下げ等により売電収入が減少となった。また、電気事業法改正などの電力システム改革が行われた。				
ねらい	資源・エネルギーを有効活用することにより、歳入を確保する。				
年次計画	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)
	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施
					→

⑨ 二酸化炭素削減・省エネ化の取組の推進					
機器更新時に、費用対効果を検討し、省エネ機器の導入を推進する。					
背景	地球温暖化の原因である二酸化炭素排出の削減が求められている。また、蓄電池による夜間電力の活用を検討する。				
ねらい	省エネ機器の導入及び夜間電力の活用により、二酸化炭素の排出量を削減する。				
年次計画	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)
	計画・検討	実施	実施	実施	実施

⑩ E V 導入の検討					
公用車の更新に合わせた電気自動車の導入や、電動バイク・電動アシスト自転車の導入について検討する。また、公用車用充電設備の整備を検討する。					
背景	公用車（ガソリン車）の購入から 14 年が経過し、更新を検討する時期を迎えている。また、リースしている公用車の契約期限は令和 5（2023）年 9 月末である。政府も国の機関が排出する温室効果ガスを削減するため、令和 4（2022）年度以降全ての公用車を電動車にする方針を示している。				
ねらい	電気自動車への更新等を行うことで、省エネルギー、温室効果ガスの一つである C O 2 排出削減等を図る。				
年次計画	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)
	検討・導入	検討	導入		

※4 カーボンニュートラル宣言

カーボンニュートラル宣言とは、令和 2（2020）年 10 月に国においてなされた宣言で、令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにして、脱炭素社会の実現を内容としたもの。

※5 容量市場

容量市場とは、実際に発電された電力量(kWh)を取引する「卸電力市場」とは別に導入される、将来の供給力(kW)を確保するための市場のこと。海外では既に導入されているが、日本でも令和 6（2024）年から導入される。

※6 F I T（Feed-in Tariff）

F I Tとは、固定価格買取制度のこと。太陽光や風力、ごみの焼却によるバイオマス発電などの再生可能エネルギーの普及を図るため、電力会社に再生可能エネルギーで発電された電気を一定期間、固定価格で買い取ることを義務付けた制度。認定期間は施設稼働より 15～20 年間。（再生可能エネルギーの種類や施設稼働の時期等によって異なる。）

目 標

2 効率的で開かれた組合運営の推進

取組項目

(5)効果的な人財活用の推進

現状・課題

社会経済の高度化・複雑化とともに都市活動は多様化し、特に、循環型社会づくりの推進は、資源の枯渇や地球温暖化による環境問題とともに、次世代への影響を十分に配慮した様々な取り組みが続けられている。

こうした中、設立から25年を経た環境組合においても、持続可能な体制とすることが求められており、近年顕在化してきた施設の老朽化への対応、安定的で効率的な工場の運営を確保するための処理区域再編、法令に基づく環境基準以上に厳しい自主的な規制運用値を設けての運転など、地域から信頼される運営を今後も続けていかなければならない。

そのためには、職員一人ひとりの能力、意欲、可能性を最大限に引出し、清掃工場としての組織力を高めるべく人財活用をしていくことが必要となっている。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



取組内容

⑪ 人財育成方針に基づく効果的な研修の展開

人財育成方針に基づき、職層・経験に応じた研修計画を策定し、より効果的な研修を展開していく。

背景	環境組合は、組合採用職員と構成三市からの派遣職員からなる組織であり、清掃工場の運転・維持・管理という業務の特殊性から、事務職及び技術職それぞれに高い専門性が必要な職場である。また、地域との対話能力を持ち、説明責任を果たす能力も求められている。				
ねらい	研修の実施などを通して人財育成方針を運用していくことで、環境組合として求める人財を育成する。				
年次計画	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
	策定・展開	策定・展開	策定・展開	策定・展開	策定・展開

⑫ 人事計画の見直し					
組合採用職員数の確保や構成市からの派遣職員の派遣期間の見直しを行い、効果的な人財活用ができる体制を目指す。 なお、検討にあたっては、組合採用職員、派遣職員の双方のメリットを考慮しつつ、組織の硬直化や工場運転管理のあり方等を鑑みながら、人事計画を整理していく。					
背景	多摩清掃工場の歴史（業務の継続性）や受託事業者への監理業務等（モニタリング）に対応するには、プラント特有の知識やノウハウ等を有する職員の育成・確保が必要である。				
ねらい	組合採用職員数の確保や派遣職員の派遣期間を見直すことで、より良い技術・事務の継承を高め、ひいては工場の安定稼働・組合の効率的な運営につなげる。				
年次計画	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)
	計画見直し	計画見直し・ 実施	実施	実施	実施

取組項目 (6)効率的な事務執行の推進

現状・課題

国は、DX^{※7}の大胆な推進や、ポストコロナの「新しい日常」に対応した多様な働き方の普及を図っている。

環境組合の事務システムの電子化については、グループウェア・財務会計システム・契約管理システム・給与システムの整備が完了しており、各システムの更新時期にあわせて費用対効果の高いシステムへの移行を行っている。

しかしながら、グループウェアについては、機能を活用しきれておらずBPR^{※8}の視点も踏まえ、利活用の検討が必要である。

契約事務についても、現在、入札書による立会入札を行っているが、電子調達システムの導入を行い、業務の効率化と門戸の広い契約制度への見直しが必要である。

加えて、組合事務に沿った今後のICT^{※9}やRPA^{※10}の検討を行うことでより一層の効率的な事務執行を行っていく必要がある。

また、現在、環境組合の歳入は、主に構成市負担金や電力量料金収入・鉄屑等売却代となっているが、厳しい財政状況においては組合独自の歳入事業についても検討を進めていく必要がある。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



取組内容

⑬ 事務システムの見直し

既存システムの改善や新システムの導入も視野に入れて、費用対効果も踏まえた事務の効率化を検討する。また、出退勤・休暇等の管理方法については、グループウェア機能の活用等を考慮し、その必要性についても別途検討を進める。

背景	組合事務に沿ったデジタル化が業務改革の契機であることを踏まえ、今後のICTやRPAの取り組みを検討することで、より効率的な事務執行を図ることができる。また、出退勤・休暇等の管理方法については、それぞれが独立しているため、一体的に行う必要がある。				
ねらい	組合事務に沿った最適なシステム等を検討することで、より効率的な事務執行を図る。				
年次計画	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
	検討	検討	検証・準備	予算化	実施 →

⑭ 契約事務の見直し					
東京電子自治体共同運営電子調達サービスの本格運用を開始し、条件付き一般競争入札の導入など適切かつ効率的に契約事務を実施していく。					
背景	令和４年度より東京電子自治体共同運営協議会に加入し、同協議会が提供する電子調達サービスを導入し、令和６年度の当初契約から本格実施を予定している。				
ねらい	登録業者数の増加により、多くの業者に入札参加機会を広げ、より公平で経済的に有利な入札にする。 電子調達による業者側のミス（失格等）の低減や条件付き一般競争入札の導入による入札の有効性を高める。 入札時の事務低減を図る。（会議室の準備、人の配置等）				
年次計画	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)	令和７年度 (2025年度)	令和８年度 (2026年度)	令和９年度 (2027年度)
	令和６年度当初契約からの本格実施	実施後のマニュアルなどの見直し	運用	運用	運用

⑮ 組合独自の歳入事業の検討					
管理棟会議室等の貸出、フィルムコミッション等へ施設の外部利用を想定した施設利用料の改定、ネーミングライツの利用、施設への有料広告掲出事業（壁面広告）等について導入の可能性を検討する。					
背景	環境組合は構成市負担金により運営されているため、効率的な運営が求められている。組合独自の歳入を確保することにより、その負担金を軽減することが可能となる。 環境組合の敷地や施設・設備を活用することにより、様々な事業展開の可能性が検討できる。そのため、行政財産を有効活用するなど、市民や周辺事業者に対する施設の使用用途を拡げ、より充実した管理運営のための財源を確保することが求められている。				
ねらい	市民等への新たなサービスの提供と歳入増を図る。 また、利便性を向上させることで施設に対するイメージアップにつなげる。				
年次計画	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)	令和７年度 (2025年度)	令和８年度 (2026年度)	令和９年度 (2027年度)
	事業内容の検討	事業内容の検討	事業内容の検討	条例・規則改正	事業開始

※７ D X

D Xとは「ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」とされている。

※8 B P R

B P Rとは「Business Process Reengineering」の略称。業務の本来の目的に向かって、既存の組織や制度を抜本的に見直し、プロセスの視点で、職務、業務フロー、管理機構、情報システムをデザインしなおす（リエンジニアリング）という考え方のこと。

※9 I C T

I C Tとは「Information and Communication Technology」の略称。情報通信技術を活用したコミュニケーションを意味する言葉のこと。

※10 R P A

R P Aとは「Robotic Process Automation」の略称。人が行う定型的な作業を、ルールエンジン（組織のビジネスルールの運用を自動化するソフトウェア）やAI（人工知能）などの技術を備えたロボットが代行・自動化する概念のこと。

取組項目 (7)ニーズに即した啓発事業と情報発信

現状・課題

環境組合の情報は「たまかんニュース」等の広報紙やホームページで発信しているが、それ以外にも情報発信媒体は変化・拡大してきている。時代の変化に対応し、多摩清掃工場をPRするには様々なツールを使いながら市民に対してPR活動を行う必要がある。

また、環境組合に併設している啓発施設である「リサイクルセンター」についても、時代の変化や市民ニーズに対応した運営を行うことが求められている。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



取組内容

⑯ 情報発信の充実

SNS 媒体活用の検討、施設見学、煙突登りの定期開催、清掃工場への移動距離や人数制限のため施設見学が困難な学校への出張見学会（構成市との共同実施）、タマちゃんのPR及び活用を検討する。

背景	たまかんニュースやホームページで環境組合の情報を発信しているが、様々な情報発信ツールが普及しており、より一層ニーズにあった情報発信手段を取る必要がある。また、自ら情報発信していくことで少しでも清掃工場を知ってもらうきっかけを作ることが求められている。				
ねらい	清掃工場を知ってもらうことで、ごみ処理業務への理解や分別の推進、新施設建替え時の市民の理解を得ることができる。				
年次計画	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施

⑪ リサイクルセンター運営事業の展開					
指定管理者制度や包括契約等契約手法の検討を行い、次回の契約更新時に反映させる。また、啓発施設として行う事業内容について仕様の見直しを行う。					
背景	環境組合に併設している啓発施設である「リサイクルセンター」について、時代の変化や市民ニーズの変化に対応した運営を行うことが求められている。また、清掃工場は迷惑施設ではなく、市民にとって有益な施設であると認識をしてもらうためにも啓発を続けることが求められている。				
ねらい	啓発施設として、市民（周辺地域の住民）に対するサービス向上、清掃行政に対する市民理解の促進、清掃工場が迷惑施設ではなく周辺住民に対しても有益な施設であることの周知。				
年次 計画	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)
	契約方法調査	契約方法検討	仕様等見直し	契約更新	事業開始
					→

目 標

3 地元住民・構成市との連携の推進

取組項目

(8) 地元住民との関係強化

現状・課題

現施設の建設は、当時の地元の落合ごみ焼却場対策協議会（現在は解散）や地域の方々のご理解とご協力がなければ成し得なかった事業であった。

現在においても、地域の方々のご理解とご協力により安定した施設運営を行うことができています。

環境組合は、地元住民との相互理解や信頼関係を深めるため、地元自治会・管理組合等との間で連絡調整や意見交換ができる場として、令和 3（2021）年度に地元協議会を設立した。初回は、地元協議会委員が今後も参加しやすくなるように運営方法等について調整を図った。また、地域交流事業のたまかんフェスタや唐木田クリーンアップ作戦は、地元住民・団体・事業所の協力のもと、例年恒例の地域イベントとして定着している。

今後は、地元協議会や地域交流事業を通して地元住民との交流を深め、多摩清掃工場の運営状況等について、より理解を深めてもらえるよう様々な情報を積極的に発信しより良い信頼関係を構築する必要がある。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



取組内容

⑱ 地元協議会の運営

地元協議会を通して、より良い信頼関係を構築し多摩清掃工場の運営状況等を深く理解してもらう。また、地元住民との交流を深め、新施設の機能（環境・防災・地域を支える機能等）について共有するため、他の新しい清掃工場の視察研修等を企画し、協議会に諮りながら実施する。

背景

多摩清掃工場を安全で安定的に運営していくために、地元住民と長期的な信頼関係を構築・維持していく必要がある。

ねらい

地元協議会で、工場の運営状況や施設の老朽化対応等、情報開示・情報発信を積極的に行う。また、地元協議会を意見交換できる場として発展させ、地元住民から信頼される組合運営を目指す。

年次計画

令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)
実施	実施	実施	実施	実施
				→

⑱ 地域交流事業の実施					
常に改善を加えながら、たまかんフェスタや唐木田クリーンアップ作戦を継続的に実施する。					
背景	清掃工場運営への理解を得るため実施している地域交流事業のたまかんフェスタや唐木田クリーンアップ作戦は、地元住民・団体・事業所の協力のもと、例年恒例の地域イベントとして定着している。今後、新施設建設等の検討などにおいても、地元住民との関係が重要になることから、引き続き地域交流事業を実施することで、良好な関係を維持し続ける必要がある。				
ねらい	たまかんフェスタや唐木田クリーンアップ作戦を引き続き実施し、地元住民との関係をより深める。				
年次 計画	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
	実施・改善	実施・改善	実施・改善	実施・改善	実施・改善
					→

取組項目 (9)構成市との相互協力の推進

現状・課題

多摩ニュータウン開発においては、構成市がそれぞれの役割を担い、八王子市が墓園、町田市が火葬場、多摩市が清掃工場を運営することで開発が進められた。環境組合は、ごみを広域的に処理することを目的として平成5（1993）年設立（多摩清掃工場の稼働は平成10（1998）年）された一部事務組合であるが、人口の伸び悩み、収集方式の変更や有料化によるごみ減量が進み、組合設立時の処理区域だけでは多摩清掃工場の機能を著しく損なうことが見込まれることから、令和4（2022）年4月から処理区域の見直しを行っている。

ごみの中間処理を目的とした一部事務組合は、全国的にみても数多くあるが、その多くが構成市域の全域を処理範囲としており、処理区域を市域の一部としている組合はめずらしい状況となっている。

こうした特殊性の中にあっても、多摩清掃工場の安定稼働、関連して資源の有効活用、適正搬入、適正処理に向け、協力体制を築くため、構成市との情報共有や連携は必須であり、構成市及び環境組合事務局の部課長職で構成される兼任職員会議を開催し、運営上の重要事項や構成市間の連絡事項について調整を図っている。この他にも廃棄物処理行政の情報共有や意見交換のため、清掃部門の担当者による工場連絡会を開催している。

今後、新施設建設等も視野に入れると、協力体制の一層の強化が必要であり、また、東京都で計画策定した中間処理施設の広域化・集約化などについて議論を深める必要もある。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



取組内容

②⑩ 構成市イベントへの参加

構成市が主催している環境イベントに積極的に参加・協力する。

背景	円滑な組合運営のためには、構成市との相互協力体制の強化が求められている。加えて、広報紙の発行やホームページなどの情報発信だけでは補えない広報活動について構成市や市民へお知らせする機会の確保が求められている。				
ねらい	イベントへの参加により、構成市との更なる相互協力体制を構築するとともに、近隣住民及び構成市の市民に対し環境組合についての理解促進を図る。				
年次計画	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
	参加	参加	参加	参加	参加
					→

②⑪ 工場連絡会の充実

構成市と連携し工場運営、資源の有効活用、適正搬入・適正処理に関する情報共有と改善につながる情報交換や技術交流の充実を図る。

背景	構成市において新しいごみ処理施設が稼働する等、環境の変化に応じ、工場運営において更なる情報共有の場を築く必要がある。また、資源の有効活用、適正搬入・適正処理に向け、更なる協力体制を築く必要がある。				
ねらい	構成市と連携し、ごみ処理施設の安全稼働、資源の有効活用、適正搬入・適正処理に関する情報共有を充実させ、円滑かつ効率的な工場運営を行う。				
年次計画	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施
					→

②② 広域化・集約化の検討					
東京都が策定予定の広域化・集約化計画の内容を構成市間で共有し、環境組合・構成市が抱える課題（人事、技術の継承、緊急時の対応、ごみの出し方など）に係る視点も加え、必要な対応（方向性）を検討する。					
背景	国においては、持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を推進しており、東京都においても広域化・集約化計画を策定したことを受け、環境組合においても計画を踏まえた検討を行う必要がある。				
ねらい	東京都の広域化計画を踏まえた検討を進める中で認識の共有を図り、より良い方向性（あり方）を導き出す。				
年次計画	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)
	広域化計画を踏 まえた課題整理	前年度の整理を 受け検討開始	検討	検討	検討

目 標

4 新施設を見据えた対応

取組項目

(10) 新施設に向けた準備・検討

現状・課題

多摩清掃工場では、10年程度の延命化工事を平成26(2014)～28(2016)年度の3ヵ年をかけて実施している。

ビジョン2022の取組内容である次期処理施設の「方針の決定」では、令和3(2021)年度に「(仮称)多摩清掃工場のあり方に関する基本的な方針」策定支援業務をコンサルティング業者に委託し、今後の多摩清掃工場のあり方について「施設の延命化」「プラント更新」「施設の建替え」の3つの方法を比較検討した。

特に「施設の延命化」と「施設の建替え」については、LCCによる定量的(イニシャルコスト・ランニングコスト・外部へのごみの運搬処理費・売電収入等)、定性的(信頼性・安定性・機能等)評価を行った。その結果、施設停止を伴う再延命化工事は行わず、安全に継続運転できる「施設の建替え」に優位性があった。

この結果を踏まえ、令和4(2022)年度には、新施設の建設時期や処理能力・機能、費用負担、人員の派遣等を盛り込んだ「多摩清掃工場施設老朽化対応の基本方針」(以下、「基本方針」という。)を策定した。

なお、費用負担や人員の派遣の根拠となる割合については、新施設運営期間における将来の処理区域内人口がピークとなる際(処理区域内人口が新施設運営期間内に最大となる年度)の構成市別人口割合とし、人口推計の際は、構成市で同じ考え方、同じ基準となるように調整することとしている。

今後は、構成市における関連施設の状況や東京都で計画策定した中間処理施設の広域化・集約化等に鑑みながら、この基本方針に沿って具体的な更新時期等を決定し、施設建設の初動となる「循環型社会形成推進地域計画」や「施設整備基本計画」等、各種必要な計画策定に向けた準備・検討を進める必要がある。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



取組内容

②③ 新施設に必要な各種計画の作成準備

令和4年度に策定した基本方針（資料編 P43 参照）に基づき、施設建設の初動となる各種必要な計画策定に向けた準備・検討を進める。

背景	新施設の建設は 30～40 年間隔で行う非定型的な事業であり、循環型社会形成推進地域計画や施設整備基本計画の策定、環境影響評価の実施、機種の選定等、様々な手続きを経て 10 年程度の歳月を必要とする事業である。				
ねらい	様々な手続きに必要な準備を明示することで、長期間にわたる新施設建設に関わる事務処理を効率的かつ円滑に進める。				
年次計画	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
			循環型社会形成 推進地域計画作 成	→ 基本構想策定 PFI 導入可能性 調査実施 測量実施 地質調査実施	→ 循環型社会形成 推進交付金申請 → 施設整備基本計 画・基本設計作 成 → 生活環境影響調 査実施 →

第4章 計画実現に向けた進行管理

1 取組内容年次計画一覧

取組内容	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
①長期修繕計画の更新・実施	評価・見直し・実施	評価・見直し・実施	評価・見直し・実施	評価・見直し・実施	評価・見直し・実施
②エコセメント化施設更新時の対応	調査・検討	調査・検討	予算化	実施	実施
③リチウムイオン電池の処理検討	検討	実施	実施	実施	実施
④効果的な薬品の検討	薬品の選定・ 比較方法の決定	薬品の選定・ 比較方法の決定	実機テスト の実施	実機テスト の実施	考察・反映
⑤運転管理業務委託の内容及び業務の効率化の検討	検討	検討	検討	内容反映	契約締結
⑥緊急停止時対応計画の更新	更新(搬入量に応 じた対応の修正)	—	—	—	更新(搬入量に応 じた対応の修正)
⑦災害時における施設活用方法の検討	検討	消防計画 の見直し	—	—	—
⑧電力の有効活用	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施
⑨二酸化炭素削減・省エネ化の取組の推進	計画・検討	実施	実施	実施	実施
⑩E V導入の検討	検討・導入	検討	導入	—	—
⑪人材育成方針に基づく効果的な研修の展開	策定・展開	策定・展開	策定・展開	策定・展開	策定・展開
⑫人事計画の見直し	計画見直し	計画見直し・実施	実施	実施	実施
⑬事務システムの見直し	検討	検討	検証・準備	予算化	実施
⑭契約事務の見直し	契約準備	当初契約・マニ ュアル等見直し	—	—	—
⑮組合独自の歳入事業の検討	事業内容の検討	事業内容の検討	事業内容の検討	条例・規則改正	事業開始
⑯情報発信の充実	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施
⑰リサイクルセンター運営事業の展開	契約方法調査	契約方法検討	仕様等見直し	契約更新	事業開始
⑱地元協議会の運営	実施	実施	実施	実施	実施
⑲地域交流事業の実施	実施・改善	実施・改善	実施・改善	実施・改善	実施・改善
⑳構成市イベントへの参加	参加	参加	参加	参加	参加
㉑工場連絡会の充実	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施
㉒広域化・集約化の検討	広域化計画を踏 まえた課題整理	前年度の整理を 受け検討開始	検討	検討	検討
㉓新施設に必要な各種計画の作成準備			計画	計画・調査・実施	計画・調査・実施

2 進行管理

計画の推進にあたっては、取組内容進行管理シートにより毎年度実施内容、進捗率、翌年度以降の課題と取り組みについて検証し、計画実現に向けた進行管理を行う。

多摩ニュータウン環境組合中期経営計画・ビジョン2027 取組内容進行管理シート(例)

取 組 内 容	① 長 期 修 繕 計 画 の 更 新 ・ 実 施
---------	---------------------------

【取組みの位置づけ】

目 標	取 組 項 目
1 安全で持続可能な循環型社会の推進	(1) 効果的な維持管理の推進
2 効率的で開かれた組合運営の推進	(2) 施設の安定・継続稼働
3 地元住民・構成市との連携の推進	(3) 危機管理体制の強化
4 新施設を見据えた対応	(4) 資源・エネルギーの有効活用

【 年度の実施内容について説明】

--

【 年度の進捗率】

進捗率	取組内容の達成年度は 年度(達成年度を変更する場合には下欄で説明)

【 年度の取組み及び今後の課題等と取り組みについて説明】

○ 年度の取組みについて
○ 今後の課題等と取り組みについて

第5章 SDGsの取り組み

1 これまでの取り組みと未来へ向けたSDGsの取り組み

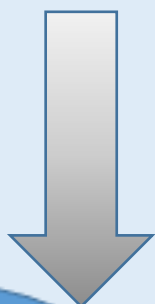
多摩ニュータウン環境組合では『環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場』の経営方針のもと、社会の課題に取り組み、持続可能な開発目標（SDGs）を実現するため、取り組んでまいります。



これまでの
取り組み

経営方針

環境にやさしい安全で
開かれた多摩清掃工場



20余年の
運転実績

安全で安定的な
循環処理の推進

効率的・効果的な
組合運営の推進

市民理解及び構成市
との連携の推進

次期処理施設に
係る検討

これからの 取り組み



**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

安全で持続可能な
循環型社会の推進

効率的で開かれた
組合運営の推進

地元住民・構成市
との連携の推進

新施設を見据えた
対応

7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



【エネルギー】
すべての人々に手ごろで信
頼でき、持続可能な近代
的なエネルギーへのアクセ
スを確保する。

8 働きがいも
経済成長も



【経済成長と雇用】
包摂的かつ持続可能な経済
成長及びすべての人々の完
全かつ生産的な雇用と働き
がいのある人間らしい雇
用(ディーセント・ワーク)
を促進する。

9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



【インフラ、産業化、イノベーション】
強靱(レジリエント)なイン
フラ構築、包摂的かつ持
続可能な産業化の促進及び
イノベーションの推進を図
る。

11 住み続けられる
まちづくりを



【持続可能な都市】
包摂的で安全かつ強靱(レ
ジリエント)で持続可能な
都市及び人間居住を実現す
る。

12 つくる責任
つかう責任



【持続可能な生産と消費】
持続可能な生産消費形態を
確保する。

13 気候変動に
具体的な対策を



【気候変動】
気候変動及びその影響を軽
減するための緊急対策を講
じる。

14 海の豊かさ
を守ろう



【海洋資源】
持続可能な開発のために海
洋・海洋資源を保全し、持
続可能な形で利用する。

15 陸の豊かさ
を守ろう



【陸上資源】
陸域生態系の保護、回復、持
続可能な利用の推進、持続
可能な森林の経営、砂漠化への
対処、ならびに土地の劣化の
阻止・回復及び生物多様性の
損失を阻止する。

16 平和と公正を
すべての人に



【平和】
持続可能な開発のための平
和で包摂的な社会を促進
し、すべての人々に司法へ
のアクセスを提供し、あら
ゆるレベルにおいて効果的
で説明責任のある包摂的な
制度を構築する。

17 パートナリシップで
目標を達成しよう



【実施手段】
持続可能な開発のための実
施手段を強化し、グローバ
ル・パートナーシップを活
性化する。

資 料 編



【添付資料】

- 1 長期修繕計画
- 2 職員構成の推移
- 3 多摩清掃工場施設老朽化対応の基本方針

1 長期修繕計画

◆ 清掃工場の長期的な維持・保全

平成6(1994)年から多摩清掃工場二期施設建設工事を着工し、平成10(1998)年3月に焼却棟(その1)、平成14(2002)年3月に焼却棟(その2)、不燃・粗大ごみ処理棟、リサイクルセンターおよび管理棟が完成した。

多摩清掃工場は、八王子、町田、多摩市民の日常生活に伴って排出されたごみを中間処理する必要不可欠な施設であり、安定的な運営が求められている。そこで、施設が本来持っている性能を維持するため、環境組合では平成15(2003)年7月に長期修繕計画を策定し、5年毎の中期経営計画策定時に見直しを行った。今回、中期経営計画の中間見直しに合わせて、改めて長期修繕計画として令和7(2025)～18(2036)年度の14年間の計画を作成した。この次期計画の長期修繕計画はその概要版である。

◆ 計画の概要

目的	本施設は、今回の見直しにより令和18(2036)年度まで稼働可能となったが、一方で老朽化のため設備の故障等が目立ち始めている。今後の安定・継続的な運転のため、効果的な維持管理を計画的に実施していく目的で策定した。
計画の前提	本長期修繕計画は平成25(2013)年3月作成の長寿命化計画書(施設保全計画)※1、平成28(2016)年2月作成の劣化診断改修工事計画書(建築設備)※2、令和4(2022)年3月作成の(仮称)多摩清掃工場のあり方に関する基本的な方針報告書※3を参考に作成した。 施設の物理的な経年劣化に対し、新築時の初期性能維持を図ることを基本とするが、施設の耐用年数の半分が経過したことから、単純な更新ではなく、効率的な更新周期を検討しながら、性能向上や省エネ化等を考慮した積極的な更新を図る。
計画期間	令和7(2025)年度～令和18(2036)年度の14年間 ※今後の施設更新時期に合わせ見直しを行う。
修繕周期の設定	各機器の耐用年数に基づく計画的な更新周期を基本に、残りの稼働期間と費用対効果を考慮に入れ設定した。
工事費の算定	見直し時点の物価をベースとし、仮設費用・諸経費等を含む金額とした。
計画の見直し	設備の劣化状況、残りの稼働期間等を考慮のうえ毎年見直し、最新の長期修繕計画を維持、実施していく。

◆ 施設の概要

焼却棟	処理能力200t/日・炉×2炉 蒸気タービンによる発電、給湯及び冷暖房への余熱利用
不燃・粗大処理棟	処理能力 不燃系40t/5h×2系列 粗大系5t/5h×2系列
リサイクルセンター	展示ホール、リサイクル工房、多目的ホール等
管理棟	事務室等

◆ 建物・設備の範囲

焼却棟	プラント設備、電気設備、自動分析計、冷凍機、空調設備、建築建物
不燃・粗大処理棟	プラント設備、電気設備、空調設備、建築建物
管理棟	空調設備、建築建物
リサイクルセンター	空調設備、建築建物

◆ 施設完成年月・面積

	管理棟	焼却棟	不燃・粗大棟	リサイクルセンター
完成年月	平成14年3月 (2002年3月)	平成10年3月 (1998年3月) 平成14年3月 (2002年3月)	平成14年3月 (2002年3月)	平成14年3月 (2002年3月)
建築面積㎡	約840	約6,400	約4,500	約1,200
延床面積㎡	約2,500	約17,500	約12,400	約1,980

- ※1 長寿命化計画書
焼却施設の延命化計画及び焼却設備、不燃・粗大設備の保全計画で構成され、適切な実施、運用により、施設の機能低下速度が抑制され、長期にわたり安定的な運転を維持することが期待できる。延命化計画に基づき、平成26(2014)年度から平成28(2016)年度に基幹設備改良工事を実施。保全計画は令和14(2032)年度まで作成
- ※2 劣化診断改修工事計画書
焼却棟、不燃・粗大ごみ処理棟、リサイクルセンター、管理棟を対象に部位別建築・電気設備・機械設備の各種機器等の経年劣化状況調査を行い、改修工事計画を作成。平成28(2016)年度、平成29(2017)年度で焼却棟の外壁工事を実施
- ※3 (仮称)多摩清掃工場のあり方に関する基本的な方針報告書
施設の老朽化に対応するため、現状を把握し、将来の施設規模を予測。その上で、LCC評価を活用して最適な整備方法を検討。持続可能な施設運営を目指すため、具体的な計画とスケジュールを策定した。

長期修繕計画を見直した要因

1 計画期間の期限を令和14(2032)年度から令和18(2036)年度に延長

2 令和5(2023)年度の電気設備火災事故を受け、電気設備の一部更新を計画

3 近年の資材費及び人件費の高騰を反映

(ビジョン2027の中間見直し時点)

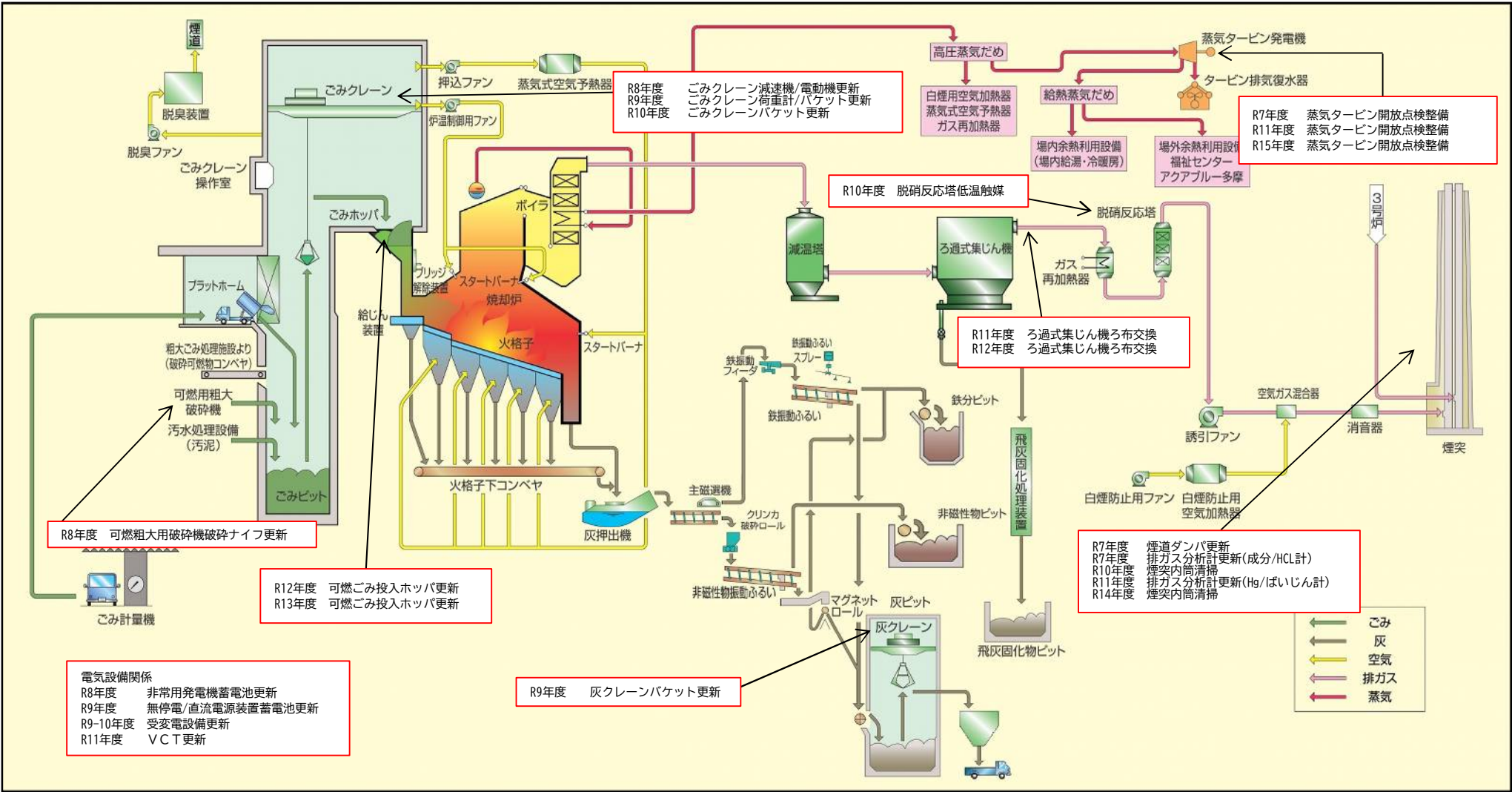
長期修繕計画（焼却棟）主な工事（１／２）

年 度	工 事 内 容	想定工期	取 替 部 品
令和5年度 (2023年度)	ろ過式集じん機パルス配管更新	4日間	ろ過式集じん機パルス配管の更新
令和5年度 (2023年度)	投入ホッパ・水冷ジャケット・降水管保護板	30日間	ごみホッパ及びジャケット（1炉分）の交換
令和5年度 (2023年度)	IDF用インバータ更新	4日間	誘引ファン用インバータの更新（1基分）
令和6年度 (2024年度)	煙道ダンパ更新	4日間	煙道ダンパの更新（1炉分）
令和6年度 (2024年度)	投入ホッパ・水冷ジャケット・降水管保護板	30日間	ごみホッパ及びジャケット（1炉分）の交換
令和6年度 (2024年度)	IDF用インバータ更新	4日間	誘引ファン用インバータの更新（1基分）
令和7年度 (2025年度)	煙道ダンパ更新	4日間	煙道ダンパの更新（1炉分）
令和7年度 (2025年度)	蒸気タービン整備	20日間	蒸気タービン開放点検整備
令和7年度 (2025年度)	排ガス分析計 成分・HCL計更新	14日間	排ガス分析用成分（4台）・HCL計（4台）の交換
令和8年度 (2026年度)	ごみクレーン減速機/電動機更新	5日間	ごみクレーン減速機及び電動機の更新
令和8年度 (2026年度)	可燃粗大用破碎機破碎ナイフ更新	10日間	可燃粗大用破碎機の破碎ナイフの更新
令和8年度 (2026年度)	非常用発電機蓄電池更新	2日間	非常用発電機の蓄電池更新
令和9年度 (2027年度)	ごみクレーン荷重計更新	2日間	ごみクレーン荷重計の更新
令和9年度 (2027年度)	ごみクレーンバケット更新	5日間	ごみクレーンバケットの更新
令和9年度 (2027年度)	灰クレーンバケット更新	5日間	灰クレーンバケットの更新
令和9年度 (2027年度)	無停電・直流電源/装置蓄電池更新 受変電設備更新	全炉停止時	無停電電源装置及び直流電源装置の蓄電池更新。受変電設備の更新

長期修繕計画（焼却棟）主な工事（2/2）

年 度	工 事 内 容	想定工期	取 替 部 品
令和10年度 (2028年度)	受変電設備更新	全炉停止時	受変電設備の更新
令和10年度 (2028年度)	ごみクレーンバケット更新	5日間	ごみクレーンバケットの更新
令和10年度 (2028年度)	脱硝反応塔低温触媒更新	10日間	脱硝反応塔低温触媒（1基）の交換
令和10年度 (2028年度)	煙突内筒清掃	10日間	煙突内筒の清掃
令和11年度 (2029年度)	排ガス分析計 水銀濃度計・ばいじん計更新	14日間	排ガス分析用水銀濃度計（2台）・ばいじん計（2台）の交換
令和11年度 (2029年度)	蒸気タービン整備	20日間	蒸気タービン開放点検整備
令和11年度 (2029年度)	VCT更新	2日間	VCTの更新（東京電力と要調整）
令和11年度 (2029年度)	ろ過式集じん機ろ布交換	14日間	集じん機用ろ布（φ16×5900 L）736本／炉の交換（1基）
令和12年度 (2030年度)	ろ過式集じん機ろ布交換	14日間	集じん機用ろ布（φ16×5900 L）736本／炉の交換（1基）
令和12年度 (2030年度)	可燃ごみ投入ホッパ更新	14日間	可燃ごみ投入ホッパの更新
令和13年度 (2031年度)	可燃ごみ投入ホッパ更新	14日間	可燃ごみ投入ホッパの更新
令和14年度 (2032年度)	煙突内筒清掃	10日間	煙突内筒の清掃
令和15年度 (2033年度)	蒸気タービン整備	20日間	蒸気タービン開放点検整備

長期修繕計画(焼却棟)主な工事箇所



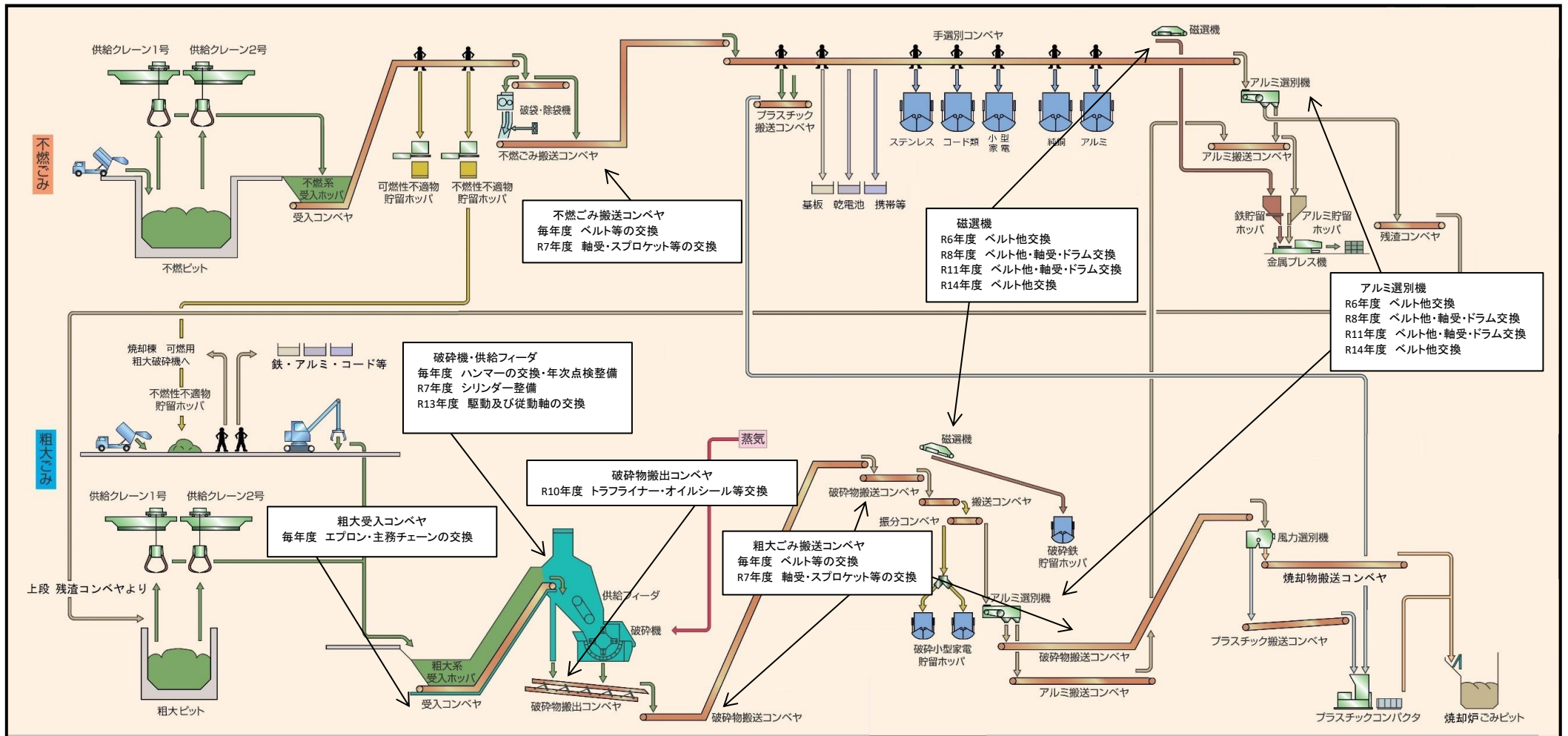
長期修繕計画(不燃・粗大ごみ処理棟)主な工事

年度	工事内容	想定工期	取替部品
毎年度	破砕機・供給フィーダ補修	10日間	ハンマーの交換・年次点検整備・先端リング交換
毎年度	粗大受入コンベヤ補修	7日間	エプロン・主務チェーンの交換
毎年度	粗大・不燃ごみ搬送コンベヤ補修	10日間	ベルトの交換
令和6年度 (2024年度)	磁選機・アルミ選別機補修	3日間	ベルト他交換
令和7年度 (2025年度)	破砕機・供給フィーダ補修	10日間	ハンマーの交換・年次点検整備・シリンダー整備
令和7年度 (2025年度)	粗大・不燃ごみ搬送コンベヤ補修	10日間	ベルトの交換、軸受・スプロケット他交換
令和8年度 (2026年度)	磁選機・アルミ選別機補修	3日間	ベルト他・軸受・ドラム交換
令和10年度 (2028年度)	破砕物搬送コンベヤ補修	7日間	トラフライナー・オイルシール等交換
令和11年度 (2029年度)	磁選機・アルミ選別機補修	3日間	ベルト他・軸受・ドラム交換
令和13年度 (2031年度)	破砕機・供給フィーダ補修	10日間	ハンマーの交換・年次点検整備・駆動及び従動軸の交換
令和13年度 (2031年度)	磁選機・アルミ選別機補修	3日間	ベルト他交換
令和14年度 (2032年度)	破砕機・供給フィーダ補修	10日間	ハンマーの交換・年次点検整備・先端リング交換

長期修繕計画(建築・空調設備)主な工事

年度	棟	工事内容	取替部品
令和5年度 (2023年度)	不燃・粗大ごみ処理棟	建築屋上防水	屋上面積1386㎡
令和5年度 (2023年度)	リサイクルセンター	建築屋上防水	屋上面積736㎡
令和5年度 (2023年度)	管理棟	建築屋上防水	屋上面積733㎡

長期修繕計画(不燃・粗大ごみ処理棟)主な工事箇所



2 職員構成の推移

区分	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
八王子市	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
施設課長	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③
技術職(機械)	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②
技術職(電気)	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①
事務職	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①
町田市	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
事務職			①	②	③					
事務職	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③
技術職(機械)	②	③				①	②	③	①	②
多摩市	7	7	7	7	7	7	7	7	8	8
事務局長	①	②	③	④	①	②	③	④	⑤	①
総務課長	⑤	①	②	①	②	③	①	②	③	④
事務職									①	②
事務職	③	①	②	③	①	①	②	③	④	①
事務職	④	⑤	①	①	②	③	①	①	②	③
事務職	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②
事務職	⑤	①	②	③	①	②	①	②	③	①
技術職(電気)	③	④	⑤	①	①	②	③	①	②	③
固有職員	7	7	6	6	6	6	6	6	5	5
技術職(電気)			町 田 市 へ 派 遣				計画担当課長	R2.11.30退職		
技術職(電気)					H29.5.31退職					
技術職(機械)										
技術職(機械)										
技術職(化学)									計画担当課長	
技術職(化学)										
事務職										
合計	20	20	19	19	19	19	19	19	19	19

※各年度4月1日現在。

※表内の○数字は派遣されてからの年数を表す。

※表内の白抜きは総務課、網掛けは施設課を表す。ただし、事務局長はどちらにも属さない。

3 多摩清掃工場施設老朽化対応の基本方針

多摩清掃工場施設老朽化対応の基本方針

多摩清掃工場の施設老朽化が進む中、「安定的な処理を継続するための対応（整備）が必要なこと」「整備にあたっては効果的かつ効率性が求められること」から、以下のとおり多摩清掃工場施設老朽化対応の基本方針（以下、「方針」という。）を定めるものとする。

（新施設の建設に係る条件）

焼却施設と不燃・粗大ごみ処理施設は、施設停止を伴う延命化工事を行うことなく、新施設の建設を進め、円滑な廃棄物処理を最優先とする。

（新施設の建設時期）

新施設の建設時期は、構成市の負担を平準化・最小化することを前提とし、関連する施設の更新時期等に鑑みて決定する。

新焼却施設の建設時期は、現在の焼却施設が安全に、安定的に継続稼働ができる期間内（令和 15（2023）年度から令和 18（2026）年度）に、新焼却施設を稼働できる時期とする。新焼却施設の具体的な稼働時期は、令和 6（2024）年 3 月までに決定する。

新不燃・粗大ごみ処理施設の建設時期は、処理が滞ることがないように、新焼却施設が稼働してから速やかに行うものとする。

（新施設の処理能力及び機能等）

新施設の処理能力は、処理区域における将来人口とごみ発生量に加え、災害時に想定される災害廃棄物の処理を考慮し設定する。機能については、最新技術による環境負荷の低減・廃棄物エネルギーの利活用・災害に強い施設とする。また、地域に親しまれ、環境・エネルギー等について学べる拠点とする。

（環境配慮）

新施設は、周辺環境に影響を及ぼす恐れのない最新の各種処理設備等を有し、調和のとれたデザインとする。また、温室効果ガスの排出量を効果的に削減できる新しい技術の導入等を検討し、SDGsを意識した環境配慮型の施設とする。

(住民参画)

環境・防災・地域を支える新施設の機能については、地域住民との意見交換やパブリックコメント等による住民参画での検討を行う。

(民間活力の検討)

新施設の建設、運営にあたっては、効率的・効果的かつ良好な公共サービスの向上を目指し、民間資本や民間のノウハウを活用する。脱炭素化等、新たな課題への取組にも PPP/PFI 手法の導入を検討する。

(費用負担)

新施設の建設に係る建設費等については、構成市の負担軽減や平準化に努め、国庫補助金・都補助金・起債・基金・都市計画税等の多様な財源の活用を積極的に行う。

構成市負担割合は、施設運営期間における将来の処理区域内人口がピークとなる際の構成市別人口割合とする。

(人員の派遣)

新施設の建設を適正に執行する体制を整える必要があるため、新施設の建設に要する人員は、管理職・主査・担当、事務職・技術職（土木・建築・機械・電気）のうち、適時適切な人員を構成市等に派遣を依頼するものとする。

派遣の時期は、新施設の建設から逆算し、必要な準備が始まる期間から段階的に依頼する。なお、構成市からの派遣人数の割合等については、施設運営期間における将来の処理区域内人口がピークとなる際の構成市別人口割合とし、構成市等と早めに調整し偏りが生じないように努める。

(方針の見直し)

新施設の建設に係る国の補助金等の交付金要件や処理区域の広域化・施設の集約化等による構成市の基本計画等に変更が生じ、本方針に影響がある事態となった場合には、方針の見直しを行うものとする。

この方針の成立の証として、本書4通を作成し、記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有するものとする。

令和4年（2022年） 11月 1日

多摩ニュータウン環境組合
管 理 者 阿 部 裕 行

東京都八王子市長 石 森 孝 志

東京都町田市市長 石 阪 丈 一

東京都多摩市長 阿 部 裕 行

多摩ニュータウン環境組合中期経営計画
ビジョン2027
中間見直し

令和7年7月発行

編集・発行

多摩ニュータウン環境組合総務課
〒206-0035
東京都多摩市唐木田二丁目1番地1
TEL 042(374)6331